

佐渡かがやきの森クレジット小口販売要領

令和8年9月9日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県が、佐渡県有林における新潟県佐渡市内県有林Jークレジットプロジェクトで取得したJークレジット（以下「佐渡かがやきの森クレジット」という。）を県が直接販売することについて、必要な事項を定めるものとする。

(購入者の募集)

第2条 佐渡かがやきの森クレジットの購入者(以下「購入者」という。)の募集は、県ホームページその他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(販売予定単価、販売数量)

第3条 佐渡かがやきの森クレジットの販売予定単価は、15,000 円/t-CO2 とする。
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 販売数量は、原則として1 t-CO2 以上 10t-CO2 未満とし、1 t-CO2 単位で販売する。

(購入の申込み)

第4条 県による直接販売により購入を希望する者(以下「購入希望者」という。)は、申請書類(様式第1号から様式第2号まで)を新潟県電子申請システム、持参又は郵送のいずれかの方法により、知事に提出する。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体等を対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している事業者、団体等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由がある事業者、団体等
- (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者、団体等
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体等
- (5) 県税その他の租税の滞納がある事業者、団体等
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者、団体等
- (7) その他、本事業の適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

3 知事は、第1項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、佐渡かがやきの森クレジットの販売に必要な範囲において、資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査の上、申込み時点における佐渡かがやきの森クレジットの販売可能量の販売で購入者を決定する。

2 知事は、前項による購入の適否について、購入希望者に書面又は電磁的方法により通知する。

(契約書の作成)

第6条 知事は、前条により決定した購入者と契約を締結する。

2 本契約は、書面又は電磁的記録による契約手続きを選択できるものとする。

(売買代金の納付)

第7条 購入者は、佐渡かがやきの森クレジットの売買代金を、知事が別に定める期日までに、県が発行する納入通知書により納付するものとする。

(佐渡かがやきの森クレジットの移転及び無効化)

第8条 知事は、購入者からの売買代金の納付を確認した後、「国内における地球温暖化対策のための排出削減、吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱」に基づき、県の保有口座から購入者が指定する保有口座へ販売した佐渡かがやきの森クレジットの移転を行う。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、県の保有口座にあるJ-クレジットから購入されたJ-クレジットの無効化を行う。

3 知事が前項による無効化を行った場合は、無効化通知書の写しを購入者に送付する。

(購入証明書の交付)

第9条 購入証明書の発行については、別に定める「佐渡かがやきの森クレジット購入証明書発行要領」による。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第11条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月9日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

新潟県知事

様

(事業者・団体名)

(代表者職・氏名)

(所 在 地)

(電話番号)

佐渡かがやきの森クレジット購入申込みについて

佐渡かがやきの森クレジットについて、下記のとおり申込みます。

なお、当社（団体）は、佐渡かがやきの森クレジット小口販売要領第 4 条第 2 項各号に掲げる事業者、団体等には該当いたしません。

記

1 購入数量、金額

品 名	数量 (t-CO2)	単 価 (円)	金 額 (円)
J-クレジット			

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

2 購入証明書の発行

「佐渡かがやきの森クレジット購入証明書発行要領」に基づき、

購入証明書の発行を

☐ 希望しない

☐ 希望する

3 ロゴマークの使用

「佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用要領」に基づき、
ロゴマークの使用を

☐希望しない

☐希望する（以下を記入）

（１）使用目的

（２）使用内容

（使用媒体、掲載箇所等を記載してください。）

私は、佐渡かがやきの森クレジットロゴマーク使用要領を遵守し、
同要領第6条各号に反する使用を行わないことを誓約します。

4 添付書類

（１）佐渡かがやきの森クレジット購入計画書（様式第2号）

（２）定款の写し又はこれに代わるもの

（３）電子契約利用同意書（電子契約を希望する場合）

(様式第 2 号)

佐渡かがやきの森クレジット購入計画書

購入希望者 (契約書の買 受人欄に記載 される方)	事 業 者 (団体) 名	
	代表者 役職・氏名	
	住 所	
	電話番号	
	メールアドレス	
	担当部署 担当者名	
購入目的	(例：カーボン・オフセットのため等)	
購入希望量	t-CO2	
J-クレジット の移転	いずれかに、○を付けてください。 ア J-クレジット登録簿に口座を保有又は今後保有する予定である ので、売買代金を支払い後、指定する保有口座に移転を希望 イ J-クレジット登録簿に口座を保有しないので、売買代金を支払い 後、無効化口座に移転を希望	
契約方法	いずれかに、○を付けてください。 ア 電子契約 ※電子契約を希望の場合、次の二次元コード又は URL のリン ク先に掲載されている県ホームページより「電子契約利用同 意書」をダウンロードし記載の上、本購入計画書と併せて提 出をお願いします。 https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/denshikeiyaku.html イ 紙契約	
県のホームペ ージでの掲載 方法について	・社名等の固有名詞 いずれかに、○を付けてください ア 公表して差し支えない イ 公表しないことを希望する ・購入数量 いずれかに、○を付けてください ア 公表して差し支えない イ 公表しないことを希望する	
申込適格	○をつけてください。 佐渡かがやきの森クレジット小口販売要領第 4 条第 2 項各号のいずれ にも ア 該当しません。	
その他		



【参考】

佐渡かがやきの森クレジット売買契約書

売払人 新潟県知事 花角 英世(以下「甲」という。)と買受人 ○○○(以下「乙」という。)
とは、国の J-クレジット制度に基づく J-クレジットの売買に関し、ここに契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 甲、乙両者は、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

（定義）

第2条 本契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語については、
「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱」（平成25年4月17日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定）
に定めるものとする。

（売買数量及び売買代金）

第3条 甲は、甲が保有する J-クレジットについて、次に掲げる数量を乙に譲渡し、
乙はその対価として次に掲げる売買代金を甲に支払う。

（1）売買数量 ○t-CO₂

（2）売買代金 ○○,○○○円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○,○○○円

（売買代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までにその
指定する場所において甲に支払わなければならない。

（J-クレジットの移転）

第5条 甲は、乙からの売買代金の納入を確認後、納入日から起算して30日以内に第3
条第1号に定める販売数量を J-クレジット登録簿により、甲の保有口座から乙の指
定する保有口座又は無効化口座へ移転する。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(遅延利息)

第7条 乙は、甲から納入通知書が送付されたときは、納入通知書に記載された期限内に滞りなく支払をしなければならない。

- 2 乙が前項の納入期限までに代金を納付しないときは、甲は、納付すべき金額に対し、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率による遅延利息の支払を請求することができる。

(契約解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 要領第4条に第1項により提出された申込書類に虚偽の内容が含まれていることが判明したとき。
- (3) 前各号の場合のほか、乙が本契約に違反したとき。

第9条 甲は、前条に定める場合のほか、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたとき

は、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(契約の費用)

第 11 条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第 12 条 本契約に関して生じた甲と乙との紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 13 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義のあるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

契約の証として本通 2 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ 1 通を保有する
(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

年 月 日

	新潟市中央区新光町 4 番地 1
甲	新潟県
	代表者 新潟県知事 花角 英世
	住所
乙	氏名